

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 2022年度税制改正大綱～国際課税関連～

2022年度の税制改正大綱が公表されました。国際課税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

過大支払利子税制の適用範囲

- 外国法人に対する過大支払利子税制の適用について、恒久的施設帰属所得のほか、その他の国内源泉所得も対象とされることとなり、その適用範囲が拡大されることとなります。
- 地方税についても国税に準じて取り扱われます。

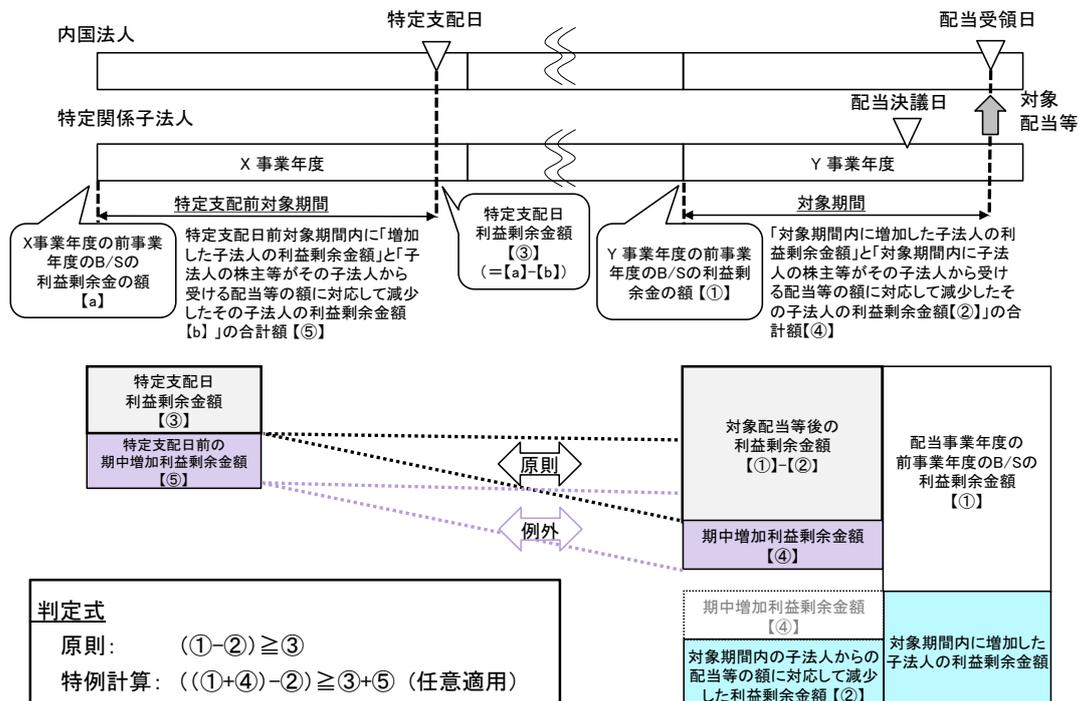
現行	改正案
外国法人に係る過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）の適用上、利子等の損金不算入額は、恒久的施設（以下、「PE」という）帰属所得に対応する部分のみを対象として計算する。	現行のほか、外国法人の法人税の課税対象とされる次の国内源泉所得に係る所得の金額についても適用する。 1. PEを有する外国法人に係るPE帰属所得以外の国内源泉所得 2. PEを有しない外国法人に係る国内源泉所得

子会社株式簿価減額特例の見直し

- 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置である子会社株式簿価減額特例につき、適用除外要件のうち利益剰余金額要件の特例計算（要件緩和）が設けられます。
- また、適用回避防止規定（適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避）についても要件緩和の見直しが行われます。
- 本改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用されます。

● 利益剰余金額要件の見直し

子会社支配後に生じた利益を原資とした配当額について、本特例措置の適用対象とならないよう見直しを実施



その他の主な改正点

- 保険会社に係る外国子会社合算税制の見直し
外国子会社合算税制のペーパーカンパニーの判定に係る保険委託者特例の適用について、保険会社等に該当しない国内中間持株会社に係る特定保険外国子会社等は対象外とされていました。実務に鑑み、一定の要件を満たす内国法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する特定保険外国子会社等については保険委託者特例を適用する見直しが行われます。
本改正は、外国関係会社の令和4年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
- 法人事業税の損金算入外国法人税額等の範囲の明確化
外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上、損金の額に算入される外国法人税額等について、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されます。

お見逃しなく！

2021年10月、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた国際課税原則の見直し（デジタル課税）/グローバル・ミニマム課税について、今後、制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、国際合意の則った法制度の整備を進めることとされています。